金沢市公報

号外第１０号

令和７年（2025年）６月27日

〒920－8577
金沢市広坂１丁目１番１号
発行所　金 沢 市 役 所

◎　目　　次　　ページ

●条　例

○金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（保育幼稚園課）　1

○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例（選挙管理委員会）　9

○金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（人　事　課）　9

○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（市 民 税 課）　10

○金沢市体育施設条例の一部を改正する条例（スポーツ振興課）　13

○金沢市防災会議条例の一部を改正する条例（危機管理課）　13

○金沢市立保育所条例の一部を改正する条例（保育幼稚園課）　13

○金沢市公園条例の一部を改正する条例（緑と花の課）　14

条　　例

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第31号

金沢市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条―第20条）
第２章　乳児等通園支援事業
　第１節　通則（第21条）
　第２節　一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）
　第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）
第３章　雑則（第28条・第29条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定による乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）に関しては、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

（最低基準の目的）

第３条　最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第６条の３第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号）第１条第２項に規定する利用乳幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第４条　市長は、金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第31号）第１条に規定する金沢市子ども・子育て審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

２　市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第５条　乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

２　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第６条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

５　乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

６　乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

７　乳児等通園支援事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第７条　乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の特性及び当該乳児等通園支援事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用乳幼児の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用乳幼児を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び利用乳幼児に周知するとともに、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

４　前項に規定する訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、毎月１回以上行わなければならない。

５　乳児等通園支援事業者は、第３項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

（安全計画の策定等）

第８条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

３　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

４　乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第９条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に

ついて訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条　乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の防止）

第14条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第15条　乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

３　乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第16条　乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条　乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日

(5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留

意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条　乳児等通園支援事業所は、職員、財産及び収支に関する帳簿を整備しておかなければならない。

２　乳児等通園支援事業所は、利用乳幼児又はその保護者等からの苦情及び相談、利用乳幼児に対する計画その他利用乳幼児の処遇の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から５年間保存しなければならない。

（秘密保持等）

第19条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第20条　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

２　乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第２章　乳児等通園支援事業

第１節　通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条　乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

２　一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第２節　一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条　一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満２歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児１人につき５平方メートル以上（当該地域と一般型乳児等通園支援事業所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、3.3平方メートル以上）であること。

(3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(4) 満２歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室、遊戯室及び便所を設けること。

(5) 保育室の面積は、前号の幼児１人につき２平方メートル以上であること。

(6) 遊戯室の面積は、第４号の幼児１人につき２平方メートル以上（当該地域と一般型乳児等通園支援事業所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるときにあっては、１平方メートル以上）であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を２階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を３階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること。

ア　建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第９号の２に規定する耐火建築物又は同条第９号の３に規定する準耐火建築物であること。

イ　保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が１以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
２階	常用	１　屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　待避上有効なバルコニー ３　建築基準法第２条第７号の２に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ４　屋外階段
３階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 ３　屋外階段

４階以上の階	常用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段 ２　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	１　建築基準法施行令第123条第１項各号又は同条第３項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第１項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の１階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第３項第２号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第３項第３号、第４号及び第10号を満たすものとする。） ２　建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 ３　建築基準法施行令第123条第２項各号に規定する構造の屋外階段

ウ　イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ　一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第２条第７号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第１項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ｱ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ｲ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ　一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ　保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ　非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク　一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

（職員）

第23条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士を置かなければならない。

２　保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所１につき２人を下ることはできない。

(1) 乳児　おおむね３人につき１人以上
(2) 満１歳以上満２歳に満たない幼児　おおむね５人につき１人以上
(3) 満２歳以上満３歳に満たない幼児　おおむね６人につき１人以上

３　一般型乳児等通園支援事業所の保育士は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する保育士を１人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。
(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が３人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（乳児等通園支援の内容）

第24条　一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定により内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条　一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条　余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所　金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）（保育所に係るものに限る。）
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第３号）
(3) 幼保連携型認定こども園　金沢市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第45号）
(4) 家庭的保育事業等を行う事業所　金沢市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第49号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条　第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第３章　雑則

（電磁的記録）

第28条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第32号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の一部を改正する条例

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例（平成６年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第６条及び第８条中「７円73銭」を「８円38銭」に改める。

第９条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第33号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第12号中「12,800円」を「14,500円」に改め、同項第13号中「11,300円」を「12,800円」に改め、同項第14号中「10,800円」を「12,200円」に改め、同項第15号中「10,900円」を「12,400円」に改め、同項第16号中「9,600円」を「10,900円」に改め、同項第17号中「8,900円」を「10,100円」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第34号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条の２中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第32条の２第１項ただし書中「若しくは法第314条の２第４項」を「、法第314条の２第４項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第32条の３の２第１項第３号及び第32条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第32条の３の２第１項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第32条の３の３第１項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第３号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第72条の３第２項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示する」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示する」に改め、同項第５号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の２第２項第１号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第４項を第５項とし、第３項を第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

３　前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第19条の３の９の次に次の１条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第19条の３の10　令和８年４月１日以後に第74条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第74条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第75条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第76条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第74条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第75条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第75条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第72条の３の改正規定　公布の日

(2) 附則第19条の３の９の次に１条を加える改正規定及び附則第３条の規定　令和８年４月１日

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第30条の２及び第32条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第32条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第12号に規定する特定親族をいう。第32条の３の２第１項第３号及び第32条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第32条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第32条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第32条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき改正前の金沢市税賦課徴収条例（以下「旧条例」という。）第32条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第32条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第32条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の６第１項に規定する公的年金等（同法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第32条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第32条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第３条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第19条の３の10第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月30日までの間に、金沢市税賦課徴収条例第74条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第76条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第19条の３の10の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 金沢市税賦課徴収条例第76条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第19条の３の10第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第19条の３の10の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第35号

金沢市体育施設条例の一部を改正する条例

金沢市体育施設条例（昭和34年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第２条の表金沢市営金沢テクノパーク運動広場の項の次に次のように加える。

金沢市営森本運動広場	金沢市塚崎町ハ47番地１

別表第１金沢市営金沢テクノパーク運動広場の項の次に次のように加える。

金沢市営森本運動広場	１月４日から12月27日まで	日の出から日没時まで

附　則

１　この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

２　金沢市営森本運動広場の管理に関する業務を行わせるものを指定するための手続その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第36号

金沢市防災会議条例の一部を改正する条例

金沢市防災会議条例（昭和37年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第３条第６項中「50人」を「60人」に改める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　金沢市防災会議の委員の定数のうち第３条第６項の規定の改正に伴い増加した数を充当するため新たに任命され、又は指名された委員の任期は、同条第７項の規定にかかわらず、任命又は指名の日から令和９年５月31日までとする。

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第37号

金沢市立保育所条例の一部を改正する条例

金沢市立保育所条例（平成12年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表金沢市立薬師谷保育所の項、金沢市立双葉保育所の項及び金沢市立宮野保育所の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市立森本いろは保育所	金沢市塚崎町ハ63番地１

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

金沢市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和７年６月27日

金沢市長　　村　　山　　卓

◎金沢市条例第38号

金沢市公園条例の一部を改正する条例

金沢市公園条例（昭和39年条例第８号）の一部を次のように改正する。

別表第５第２項の表中「50円」を「70円」に、「130円」を「150円」に、「490円」を「500円」に改める。

附　則

この条例は、令和７年10月１日から施行する。

令和７年(2025年)６月27日　発行　発行人　金　沢　市
発行所　金　沢　市　役　所
編　集　石川県金沢市玉鉾４丁目166番地　（株）共　栄